

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法			法令番号	昭和23年法律第242号				
手続名	設立の認可（漁連）			根拠条項	第92条第4項（第63条第1項準用）				
審査基準	<p>第92条第4項において準用する第64条の規定及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について（昭和37年37水漁第6951号）第3の1によるほか、定款が漁業協同組合連合会模範例又は信用事業漁業協同組合連合会模範定款例に則っていることとする。</p>								
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	2月	目次
							標準経由期間	日	No.